

復興加速化への取組

平成27年7月13日

復興大臣 竹下 亘

現地視察と意見交換

岩手県・宮城県（復興は着実に進みつつある）

○大船渡市（水産加工工場）

<主な意見>

- ・震災後、再びこの工場で働くことができ、喜ばしく思っている。
- ・新しい工場も作り、従業員を増やしていきたいが人手不足の面もある。

○気仙沼市（災害公営住宅）

<主な意見>

- ・仮設に暮らして、正直その間は長く感じたが、快適な住まいを得られたことに、感謝。
- ・使いづらいところもあり、もう少し住民の声を反映してもらいたかったという気持ちもある。

※その他の視察先：宮古市（中心市街地整備）、釜石市（災害公営住宅）
普代村（三陸鉄道北リアス線）、名取市（土地区画整備等）
多賀城市（災害公営住宅）、女川町（まちびらき）など



福島県（未だ復旧の段階）

○大熊町（復興公営住宅）

<主な意見>

- ・古里から離れ寂しい。
- ・復興公営住宅を拠点にコミュニティづくりを目指したい

※その他の視察先：南相馬市、飯舘村、川俣町（復興拠点予定地）
双葉町（双葉駅、中間貯蔵施設建設予定地）など



2. 安倍内閣の復興へ向けた姿勢

安倍内閣の「基本方針」（平成26年12月24日 閣議決定）

○復興の加速化

- ・ 閣僚全員が復興大臣であるとの認識を共有。
- ・ 省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底。
被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島を再生を、更に加速。

復興加速化への主な取組

1. 住宅再建・まちづくり

- ・ 加速化措置の実行による用地取得の迅速化、労務単価の引上げ等(第1弾～第5弾)

2. 産業・なりわいの再生

- ・ グループ補助金、企業立地補助等の他、「産業復興創造戦略」推進

3. 健康・生活支援

- ・ 相談員や復興支援員の充実、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」の推進

4. 福島の復興・再生

- ・ 川内村の避難指示解除
- ・ 除染、インフラ復旧
- ・ 町外コミュニティの整備

5. 「新しい東北」の創造

- ・ 官民連携推進協議会
- ・ 先導モデル事業 等

3. 住宅再建・復興まちづくり

(1) 現状 計画策定・用地取得から、工事实施の段階に入っている。

①住宅の自主再建

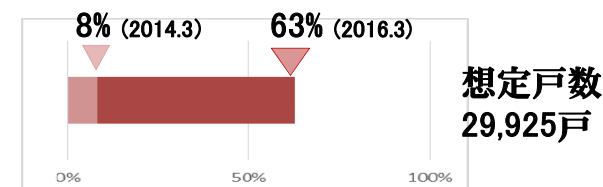
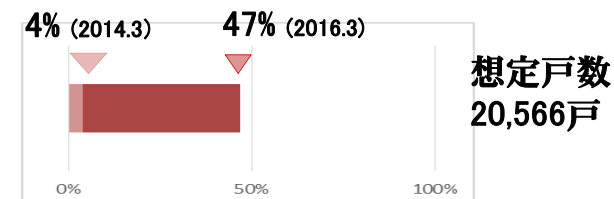
約12万件 ※被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

②高台移転による宅地造成

2015(H27)年度末 約1万戸分完成見込み（約5割）

③災害公営住宅

2015(H27)年度末 約1.9万戸完成見込み（約6割）



注) 「住まいの復興工程表（平成27年3月末現在）」等。
福島県は、全体計画が未策定のため進捗率は暫定値。

(2) これまでの取組

加速化措置（第1弾～第5弾）

- ✓ 用地取得の手続き簡素化・運用改善
- ✓ 労務単価の引上げ



(3) これからの対策

引き続き加速化措置を推進、きめ細やかに市町村を支援

注) がれき処分については、岩手県と宮城県は平成26年3月までに完了。
公共インフラ（道路、鉄道、上下水道、電気、通信等）の復旧は、概ね工程表に沿って進められているところ。

(1) 現状

- 3県全体の鉱工業生産指数は、震災前の水準にほぼ回復。
- グループ補助金交付先企業の約4割が、震災直前の売上水準まで回復。
業種別では、売上回復の割合が最も高いのは建設業(71.5%)、最も低いのは、水産・食品加工業(19.4%)

(2) これまでの取組

- 震災後、仮設店舗等の整備による事業再開場所の確保や、二重ローン対策、資金繰り支援などにより、企業活動の再開・継続を支援。
福幸きらり商店街(大槌町)
- 津波や原災で被害にあった地域の企業立地を促進。
- 平成27年3月に、「産業復興創造戦略」を実現するため、産業復興施策の重点をアクションプランとして取りまとめ。
- 自立的で持続可能性の高い地域経済の再生を理念とし、
 - ・域外から所得を獲得する地域基幹産業
 - ・地域の暮らし・雇用を支える産業のバランスのとれた発展を目指す。



大船渡駅前地区(イメージ)

(3) これからの対策

- 「グループ補助金」において、新商品開発など、新分野進出等を見据えた新たな取組の実施を支援。
- 今後は、被災地企業の創造的取組・挑戦を強く後押し。

(1) 現状

- 避難者数は約47万人から約21万人まで減少（平成27年6月）
→避難の長期化や被災者の分散化などに伴い、心身のケアとコミュニティ形成はますます重要な課題。



(2) これまでの取組

①見守りによる孤立防止

②「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」（平成27年1月策定）

心身のケア、コミュニティ形成への支援、生きがいづくり（「心の復興」事業等）、被災者支援コーディネート事業 等



✓ 介護等のサポート拠点 116箇所（平成26年11月）

✓ 相談員（被災3県）800名（平成26年度）→ 1200名（平成27年度）

（相談員600名程度+
復興支援員200名程度）

（相談員600名程度+復興支援員400名程度
+福島再生加速化交付金の相談員200名程度）

✓ 心の復興事業 40プロジェクトに約15,600人

（うち仮設住宅居住者約10,000人）が参加（平成27年度）

(3) これからの対策

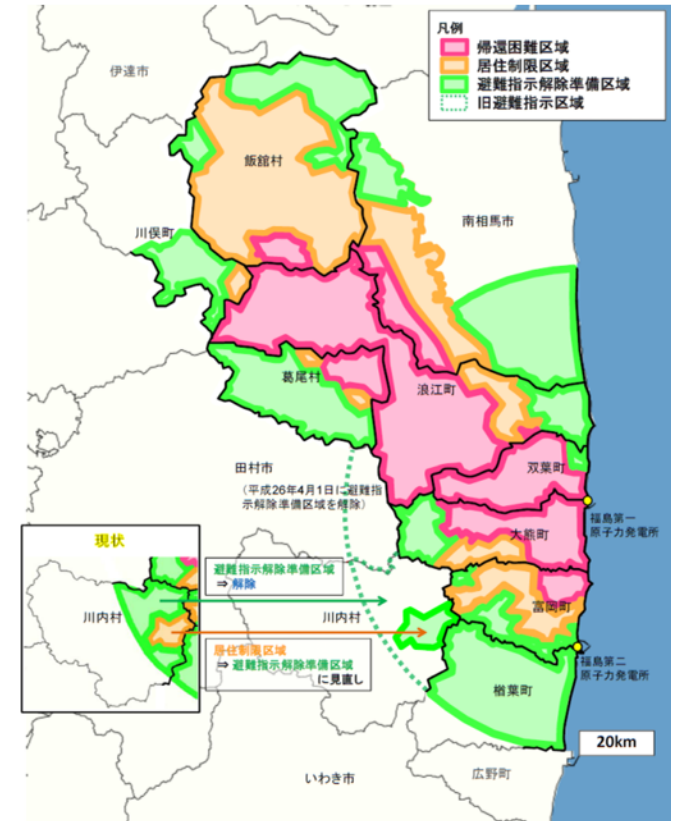
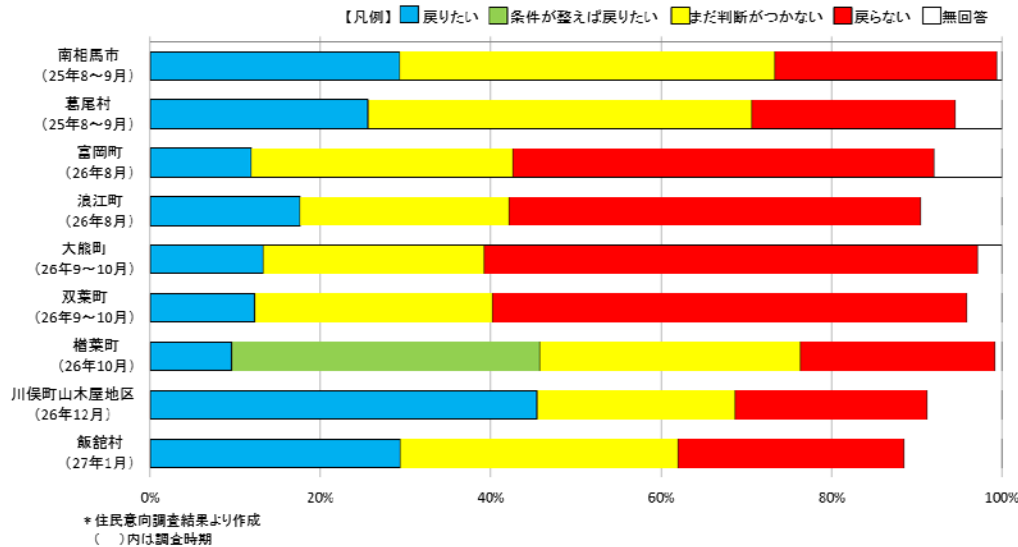
- ✓ 住宅再建を急ぎ、仮設住宅から移ってもらう
- ✓ 長期化する避難生活の心身の支援（仮設住宅での心と体の健康への支援）
- ✓ 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援
- ✓ 生きがいづくり（「心の復興」事業を実施） 等

(1) 避難の状況

①福島県全体の避難者 約11万人（平成27年7月）
うち、避難指示区域からの避難者 約8万人

②避難指示の解除
（田村市、平成26年4月）
（川内村、平成26年10月）
（楢葉町、平成27年9月（予定））
※ 今後、原子力災害対策本部で決定

③住民の意向（例） 避難指示区域住民の帰還の意向



(2) 避難地域（避難者）への方針

① 早期帰還者対策：戻る方

除染、インフラ復旧、生活関連サービスの再開
町内復興拠点の整備



復興公営住宅建設地

② 長期避難者対策：待つ方

町外コミュニティ（復興公営住宅の整備予定約4,900戸、整備済約600戸）
(平成27年7月)

③ 新しい生活を始める方

賠償の支払、就業や住宅のあっせん

(3) 福島の復興

① 安全安心の確保

② 産業振興



米農家視察(出典:首相官邸ホームページ)

7. 「新しい東北」の創造

1. 「新しい東北」の基本的な考え方

- 被災地は、日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）が顕著。
- インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちの賑わい」を取り戻すためには、「人々の活動（ソフト）」の復興が必要。
- 国・自治体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組（従来の手法や発想にとらわれない取組）を推進。

産業・なりわいの再生

- ・ 地域資源の魅力を活かした新商品の開発やブランド化
- ・ 民間のノウハウを活用した販路の開拓
- ・ 魅力的な商品の海外展開や外国人観光客の誘客推進
- ・ 将来にわたり地域産業を支えていく人材の育成 等

コミュニティの形成 地域づくり

- ・ 地域内のネットワークの構築
- ・ 子どもの健やかな育ちを応援する居場所・遊び場作り
- ・ 地域の高齢化を見据えた医療・介護の連携や健康作り
- ・ 安心して暮らせるまちづくりに向けた買い物支援、見守り活動、防災活動 等

2. 推進に向けた方針と今後の強化方針

推進に向けた方針

(1) 先導的な取組の加速化とその横展開

- 被災地で進む先導的な取組を支援し、モデルを構築。
- 先導的な「モデル」を被災地で横展開。

(2) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用

- 民間（企業・大学・NPO等）の人材やノウハウが最大限に生かされるような環境・仕組みを整備。

(3) 情報共有・マッチングに向けた場づくり

- 様々な団体・企業のニーズを「見える化」し、関係者間で共有。新たな連携のきっかけとなる場を提供。

施策

先導モデル事業
地域づくりネットワーク 等

WORK FOR 東北
企業連携グループ
復興金融ネットワーク 等

官民連携推進協議会 等

今後の強化方針

- モデルの「構築」から「横展開」への施策の重点化
- 「新しい東北」自体のブランド化（イメージ戦略等）
- 地方創生との連携強化（制度の活用、取組事例の情報共有等）

1. 現在、以下のような取り組みが進められている

具体的事例

(1) マッチング、ブランディング、マーケティング、販路開拓の支援等

○ 企業留学

女川町のNPO法人が、経済同友会と協力しながら、ビジネスの視座の拡大や見聞を広めるとともに、大企業との人的ネットワークの構築を目指し、地元の経営者等を派遣。

○ 東の食の会

東日本の食の復興と創造を長期的に促進すると同時に、豊かな感性に基づいた日本の食文化を育み、世界に誇れるブランドとして確立。

(2) 専門家派遣

○ ETIC.

実践＝仕事、の機会を通じて社会や地域、人のゆたかなつながり(ソーシャルキャピタル)を醸成し、イノベーションの創出と次世代育成の基盤となる生態系を創造する。

(3) ファンド

○ 日本政策投資銀行(DBJ)・地域銀行・地域経済活性化支援機構(REVIC)

日本政策投資銀行(DBJ)、地域銀行と地域経済活性化支援機構(REVIC)が、ファンドを通じて、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業に対し、リスクマネーを提供することにより、被災地域の産業復興及び地域経済の活性化(地域の面的支援)を支援。

2. 今後の産業復興に向けて

被災地の産業復興を加速するため、引き続き積極的に事業展開されることを期待

9. 後期5か年（復興・創生期間）の事業の枠組み

<27年6月24日復興推進会議決定>

(1) 平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の事業規模（見込）について

復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、復興期間（平成23～32年度）における復興事業費は32兆円程度。

（単位：兆円）

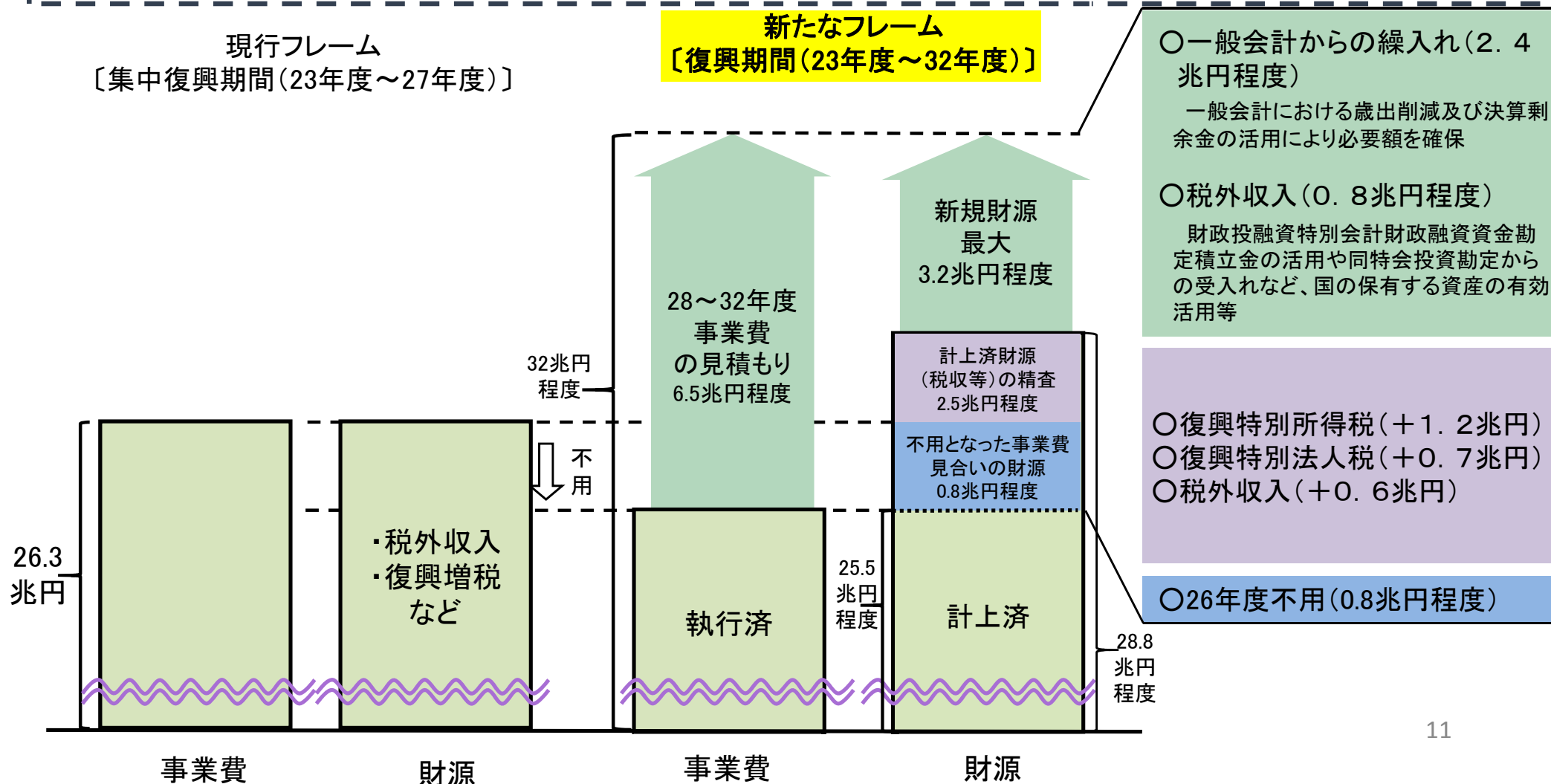
区分	集中復興期間 (H23～27年度)	復興・創生期間 (H28～32年度)
① 被災者支援(健康・生活支援)	2.1	0.4
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④ 産業・生業(なりわい)の再生	4.1	0.4
⑤ その他(震災特交など)	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

9. 後期5か年（復興・創生期間）の事業の枠組み

(2) 復興財源フレームの見直しについて

- 復興期間に見込まれる32兆円程度の財源の確保については、これまでに計上した復興財源(26.3兆円)について、実績等を踏まえると28.8兆円程度と見込まれており、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保。
- 復興事業費と財源が見合う姿を示すこと等により、財政健全化の取組みとの整合性にも留意。
- 復興推進会議を経て、復興財源フレームを閣議決定(6月30日)。(復興・創生期間における復興債の発行を可能とするなど、今後、復興財確法の改正が必要。)



9. 後期5か年（復興・創生期間）の事業の枠組み

(3) 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
【基幹的な事業】 ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など 【原発事故由来の事業】 ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 【その他】 ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費	○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交〔復興枠〕(道路事業) など <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業</p> <p>※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く)</p> <p>※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太平 洋沿岸から15km以内の事業を含 む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く)</p> </div>	○社総交〔復興枠〕(道路事業) 左記以外の事業